

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 8 月 12 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒063-8612 札幌市西区琴似 2 条 7 丁目 1-1 札幌市西区役所 4 階
札幌市西区市民部地域振興課まちづくり推進係 電話 011-641-6926 FAX 011-641-2455

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 札幌市八軒まちづくりセンター改修工事に伴う一時移転業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市八軒まちづくりセンター
(現 住 所：札幌市西区八軒 1 条西 1 丁目 7-1)
(仮 事 務 所：札幌市西区八軒 5 条西 8 丁目 5-1)
(その他備品保管先①：札幌市豊平区西岡 520 番地)
(その他備品保管先②：札幌市北区麻生町 8 丁目 1-15)

(5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」のうち、中分類「機械・家具等保守・修理業、市有施設等小規模修繕業」に登録されているものであること。
- (6) 令和 4～7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿における本店または支店等の所在地が札幌市内であること。
- (7) 告示日を起点とした過去 3 年間に於いて、本市又はその他の官公庁が発注した同種業務の履行実績がある者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ。なお、契約条項及び入札説明書は札幌市西区役所ホームページ内の「西区一般競争入札等情報」のページ（下記URL）においてもダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/nishi/keiyaku/r7/shimin/250812.html>

交付期間はこの告示の日から入札日の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前8時45分から午後5時15分までとする

(2) 入札書の提出方法

入札書は、上記1に掲げる場所に送付又は持参により提出すること。

(3) 入札書の受領期限

令和7年8月21日（木）10時00分（必着）

(4) 開札の日時及び場所

令和7年8月21日（木）11時00分

札幌市西区役所4階 第1会議室

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。

落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札と見なし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(6) 詳細は入札説明書による。